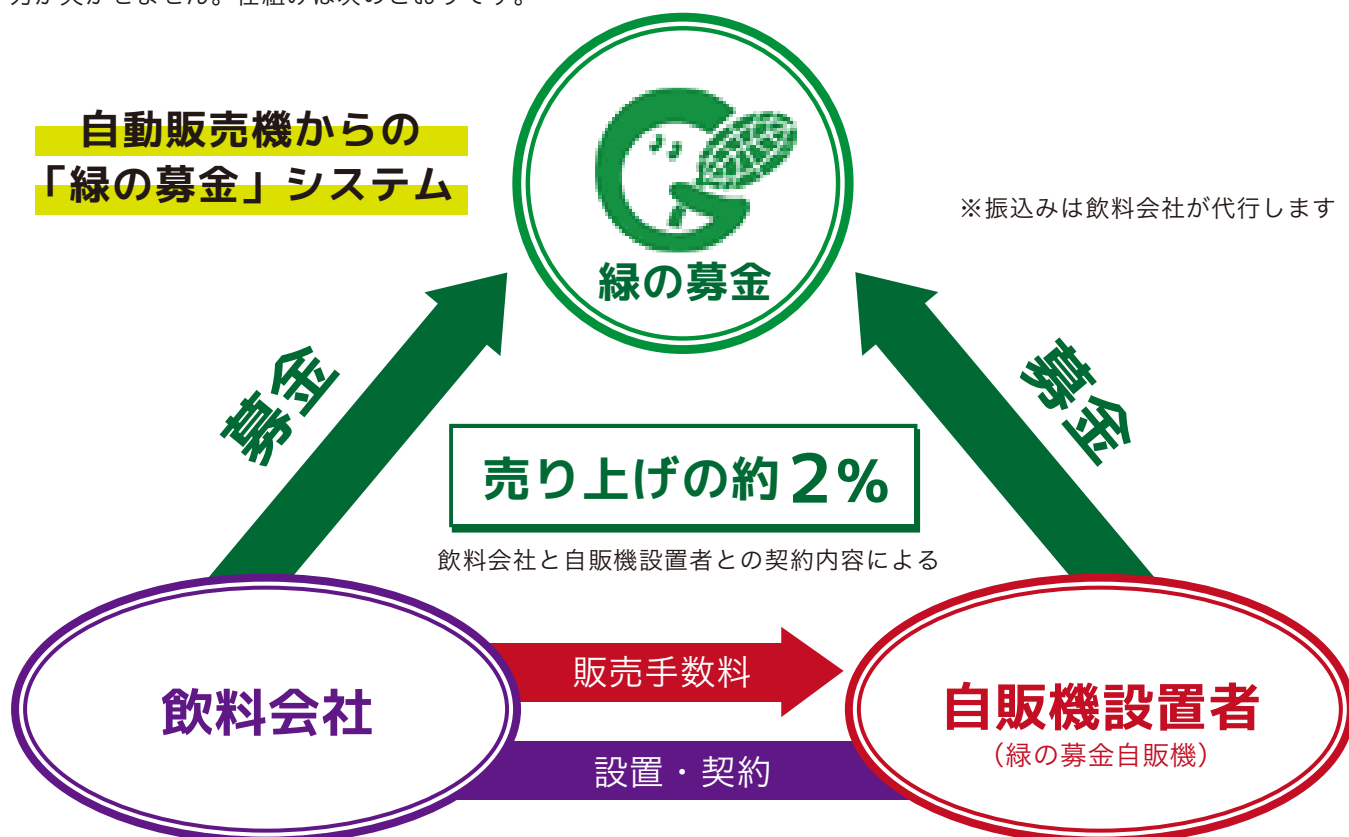


自動販売機から「緑の募金」をお願いします。

この取組は、飲料会社はもちろんですが、自動販売機の設置者（設置する施設の所有者もしくは管理者）のご理解とご協力が欠かせません。仕組みは次のとおりです。



具体的な内容

※新規に設置する自動販売機が対象です。

- 1 「緑の募金対応の自動販売機の設置に協力しよう」というご連絡をいただくと、熊本県緑化推進委員会からこの制度に協力していただいている飲料会社に連絡し、会社の者がお伺いして、ご理解をいただいた上で設置者と飲料会社とで設置の契約をします。
- 2 自販機の設置や電気工事の費用、飲料の補充、売上回収、空き缶等の回収などの作業は飲料会社の負担で行います。
- 3 自販機設置者には、場所の提供と電気代の負担をお願いすることとなります。
- 4 自販機には、売上の一部を「緑の募金」に寄付する旨の表示がされます。
- 5 自販機設置者には、毎月売上に応じた販売手数料が支払われます。
- 6 毎月、売上の約2%が「緑の募金」として、飲料会社から熊本県緑化推進委員会へ振り込まれます。（飲料会社、自販機設置者だけでなく、飲料を購入した方々も「緑の募金」に寄付したことになります。）
- 7 公益社団法人 熊本県緑化推進委員会では、この「緑の募金」を森林整備や緑化の推進、緑の少年団の育成などに有効に活用させていただきます。